

小牧市保健センター自動販売機 仕様書

1. 自動販売機の設置の機種、設置撤去の条件

- (1) 自動販売機の設置は、次の1箇所1台とし、詳細な位置については貸付人の指示に従うこと。

設置場所	貸付面積	販売品目別設置台数
小牧市保健センター	1.44 m ²	飲料用 1台
外形寸法 ※1	幅 1.60m× 奥行き 0.90m× 高さ 2.00m 以内	

※1 外形寸法には、使用済み容器回収ボックス設置部分及び放熱余地を含む。

- (2) 設置する自動販売機の機器については、次に掲げる条件を満たしたものとする。

ア 省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。

イ 新旧500円硬貨及び1,000円紙幣が使用できること。

ウ 機器の設置期間内に新紙幣が発行された場合は、新旧1,000円紙幣に対応できるよう措置を施すこと。

エ 外形寸法を超えないものとし、転倒防止対策を行うこと。

オ ユニバーサル対応機種とすること。

- (3) 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等はすべて借受人の負担とし、その方法については貸付人の指示に従うこと。

- (4) 設置に際して電気工事等が必要となる場合の工事の実施及び費用負担は、借受人の負担とする。

2. 販売品目の条件

- (1) 販売品目は清涼飲料水とし、酒類の販売を行わないこと。

- (2) 容器は缶またはペットボトルなどの密閉式のものとする。

- (3) 商品の具体的な構成については、落札決定後、自動販売機の設置に先んじて小牧市と協議を行うこと。なお、この構成にはミネラルウォーター、無糖茶系飲料、経口補水液を

必ず含むこと。

3. 維持管理

- (1) 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、借受人が行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- (2) 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、借受人の責任で適切に回収・リサイクルすること。
- (3) 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- (4) 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題ないか確認すること。
- (5) 自動販売機の故障や問い合わせについては、連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。

4. その他

- (1) 借受人は、自動販売機設置前に設置しようとする機器のカタログを貸付人に提出し承認を得ること。